

平成31年度葛飾区監査基本計画

平成31年4月5日

監査委員決定

1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立した執行機関として、区民の負託を受けて、公正不偏の立場から財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査等を行い、適正かつ効率的な行財政運営を確保することを責務としている。

本区においては、「区民第一・現場第一」「スピード感」「おもてなし」を区政運営の基本に据え、区民や区議会等と協働して「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現を目指しているところである。また、今般、平成31年度を初年度とする4年間の後期実施計画を作成したところであり、その着実な推進を図る上でも限られた行財政資源を最大限に有効活用していくことが求められる。

本区の財政環境は、平成31年度の歳入面においては、納税義務者数の増などによる特別区税の増や固定資産税、法人住民税の堅調な推移による特別区交付金の増を見込むものの、10月に予定されている消費税率引上げに伴う法人住民税の一部国税化の拡大やふるさと納税による減収、平成31年度税制改正による新たな偏在是正措置など、区財政に与える影響が懸念される。また、歳出面においては、少子高齢化の進展等による社会保障経費や街づくり事業などの投資的経費の増に加え、公共施設の維持・更新に多額な費用が見込まれることから、今後も予断を許さない状況にある。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた取組や災害対応力の強化、葛飾区版ネウボラの推進などにも積極的に取り組むことが求められている。

一方、事務事業を推進する各職場においては、区民要望の多様化や情報化の進展により、個々の職員が担う業務が高度化・広範化する一方、若い年齢層の職員比率の増加などもあり、多くの職場において、職員の基本的な知識の欠如や組織的な確認不足などによる不適切な事務処理の発生リスクが高まっている。

このような中、平成29年6月に地方自治法が改正され、執行機関側での内部統制体制の整備に加えて、監査の側でも監査基準に従った監査等の実施や勧告制度の創設など、自治体監査制度の充実強化が図られたところである。

監査委員はこうした状況を踏まえ、与えられた職務権限に基づき区の事務執行の正否・適否を検証し、適切な事務処理の推進を図るとともに、区

財政運営の健全性、透明性及び効率性の確保に寄与することで、区民の期待に応じていく必要がある。

そこで、平成31年度は、より実効性のある監査とするため、以下の基本方針のもとに実施するものとする。

- (1) 事務事業や予算執行が、法律・条例等に従って適正かつ正確に処理されているかを審査する。その際、事業の経済性や有効性、効率性などの観点にも十分に留意して行う。
- (2) 監査対象のリスクを考慮し、公金の管理方法や組織としての事務処理のチェック体制など、各課が主体的に行う内部統制の状況を確認し、事故やミスの防止対策に向けた支援を行う。
- (3) 監査の実効性を高めるため、誤りの発見だけでなく、指摘事項等に基づく講じた措置の報告を求めることにより、改善状況を的確に把握し、再発防止の徹底に向けてフォローアップを行う。
- (4) 監査結果等を教材にそれぞれの職場が事務処理上の問題点の発見や是正、業務改善を行うなどの自浄作用につなげられるように、全庁的な周知を行う。
- (5) 区民の信託に応えるため、監査結果等は、区民にわかりやすい内容・表現で、速やかに公表する。
- (6) 地方自治法の改正により、各地方公共団体の監査委員は監査基準を定め、監査等を行うにあたっては監査基準に従うこととされたことから、総務大臣の示す指針等を踏まえ、葛飾区監査基準を策定し公表する。

2 監査基本計画

平成31年度の監査基本計画は、次のとおりとする。また、各監査区分の詳細については、各実施計画において定めるものとする。

(1) 定期監査

財務に関する事務が法令等に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、事務執行が法令の定めるところに従い適正に行われているかについて、監査項目を定めて年3回実施する。なお、事務事業の成果や事業経費の執行状況についても必要な検証を行う。

- ・ 第1回定期監査は、庁内各課等を対象に4月上旬から10月中旬の期間に実施する。
- ・ 第2回定期監査は、教育委員会事務局及び学校を対象に10月中旬から2月中旬の期間に実施する。

- ・ 第3回定期監査は、庁内以外の事務所及び行政委員会を対象に1月中旬から3月下旬の期間に実施する。

(2) 工事監査

計画、設計、積算、契約、施工等が適正かつ効率的に執行されているか、また、事務執行が法令の定めるところに従い適正に行われているかについて、監査項目を定めて年2回実施する。また、併せて、抽出した現場の实地監査を実施する。

- ・ 第1回工事監査は、4月上旬から10月中旬の期間に実施する。
- ・ 第2回工事監査は、9月下旬から3月下旬の期間に実施する。

(3) 財政援助団体等監査

補助金交付団体等にあつては補助金等に係る出納その他の事務の執行について、公の施設の指定管理者にあつては管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているか、所管部局の指導監督が適切に行われているかについて監査を実施する。

財政援助団体等監査は、監査実施箇所を抽出し、9月上旬から2月中旬までの期間に実施する。

(4) 決算審査

区長から審査に付される決算証拠書類に基づき、計数の確認及び予算の執行状況等の分析を行い、財政運営、資金運用、財産管理等が適正に行われているかを審査し、監査委員意見を付する。

決算審査は、7月中旬から9月上旬までの期間に実施する。また、各部の主要事業を選定し、所管部課長から事業内容、成果等を聴取して調査を行う。

(5) 基金運用状況審査

区長から審査に付される基金の運用状況に関する関係書類に基づき、計数の確認を行うとともに、その目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかを審査し、意見を付する。

なお、基金運用状況審査は、決算審査に併せて実施する。

(6) 財政健全化判断比率審査

区長から審査に付される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について審査し、意見を付する。

なお、財政健全化判断比率審査は、7月中旬から9月上旬までの期間に実施する。また、健全化判断比率の算定について、所管部課長から内容を聴取して調査を行う。

(7) 例月出納検査

現金の出納及び保管の状況等について、会計管理者から関係資料に基づき聴取し検査する。また、基金を含む資金の運用が安全性に配慮され、適切に行われているかについても併せて確認する。

なお、例月出納検査は、月1回実施するものとし、実施日は原則として24日とする。

(8) 行政監査

区が管理執行する特定の事務や事業について、法令等に沿って適正かつ効率的に執行されているか、所期の成果をあげているかなど、経済性、効率性、有効性等の観点から監査を実施する。なお、行政監査は、必要に応じて実施することとし、テーマは、監査委員の協議により決定する。

(9) 随時監査

監査委員が必要と認める場合に、財務に関する事務が法令等に沿って適正かつ効率的に執行されているか、事務の執行が法令の定めるところに従い適正に行われているかについて実施するものとする。

なお、随時監査は、必要に応じて実施する。

(10) 住民監査請求に基づく監査

地方自治法第242条に基づき、長及び職員による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理等が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合に当該事項について監査を実施する。

3 監査の年間予定

別表「平成31年度監査スケジュール」及び「平成31年度監査実施時期一覧」のとおりとする。

4 その他

監査事務の効率性及び各事務事業の適正把握のため、事前に必要な資料の収集、分析等を行う。

平成31年度 監査スケジュール

平成31年4月5日

監 査 の 種 別 ・ 期 間		監 査 の 対 象 年 度 ・ 箇 所 等	
定 期 監 査	第1回 (庁内等)	4月上旬から 10月中旬まで	主に 平成30年度 区長部局
	第2回 (教育委員会事務局) (学校)	10月中旬から 2月中旬まで (実施箇所は抽出)	主に 平成30年度 平成31年度 教育委員会事務局、小学校49校、中学校24校、 特別支援学校1校、幼稚園3園、 中央図書館、地域図書館6箇所
	第3回 (出先機関等)	1月中旬から 3月下旬まで (実施箇所は抽出)	主に 平成30年度 平成31年度 地区センター19箇所、区民事務所6箇所、 消費生活センター、 清掃事務所、シニア活動支援センター、 障害者施設課、西生活課、東生活課、 保健所、保健センター4箇所、 児童館27箇所、学童保育クラブ22箇所、 保育所36箇所、子ども家庭支援課、 立石駅周辺地区街づくり事務所、 道路保全事務所、公園管理所、 総合教育センター、郷土と天文の博物館、 会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局、 区議会事務局
工 事 監 査	第1回	4月上旬から 10月中旬まで (実施箇所は抽出) *実地監査は随時実施	主に 平成30年度 工事及び関連 委託 営繕課、 道路建設課、道路補修課、公園課
	第2回	9月下旬から 3月下旬まで (実施箇所は抽出)	主に 平成31年度 工事及び関連 委託 営繕課、 道路建設課、道路補修課、公園課
財政援助団体等監査		9月上旬から 2月中旬まで (実施箇所は抽出)	主に 平成30年度 出資団体、補助金交付団体、公の施設の指定管理 者及びこれらの主管課
決算審査		7月中旬から 9月上旬まで	平成30年度 各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、 実質収支に関する調書、財産に関する調書
基金運用状況審査		7月中旬から 9月上旬まで	平成30年度 各基金運用状況報告
財政健全化判断 比率審査		7月中旬から 9月上旬まで	平成30年度 実質赤字比率、連結実質赤字比率、 実質公債費比率、将来負担比率
例月出納検査		毎月 (原則24日)	会計管理者の権限に属する現金の出納に関する事務の執行
行政監査		未 定	未 定
随時監査		未 定	未 定
住民監査請求に 基づく監査		未 定	未 定

平成31年度 監査実施時期一覧

(別表)

監査等区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1回定期監査 (庁内等)	←————→											
第2回定期監査 (教育委員会事務局・学校)							←————→					
第3回定期監査 (出先機関等)										←————→		
第1回工事監査 (平成30年度後半工事等)	←————→											
第2回工事監査 (平成31年度前半工事等)							←————→					
財政援助団体等監査						←————→						
決算審査				←————→								
基金運用状況審査				←————→								
財政健全化判断比率審査				←————→								
例月出納検査 (毎月原則24日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
行政監査(未定)												
随時監査(未定)												
住民監査請求に基づく監査 (未定)												